

第3章 基本理念・視点

1 基本理念

「のびゆくこどもプラン 小金井」の目指す方向性として、今までの計画の基本理念の考え方を継承しつつ、子どもを主体としての考え方を加えた新たな基本理念を設定します。

小金井市の子育ち・子育て支援の総合的な施策を推進していくことにより
子どもの権利が保障され、子どもの幸福を実現する

子どもが本来的に持っている潜在力を発揮し、主体的に自分の人生を切り開く力を身に着け、自尊感情を持ちながら成長し、自分らしく生きていくことが子どもの幸福につながるものと考えます。

子どもの存在は、社会や地域にとってこの上ない喜びであり希望です。同時に、伝統や文化を受け継ぎ、さらに新しい時代を築いてくれる社会の宝でもあります。まさに子どもは、私たち※の未来です。
※ 小金井市における様々な活動の主体である市、市民、団体及び事業者全体を指します。

子どもの笑顔は、私たちに明るく輝かしい未来を確信させます。しかし、その一方で、いろいろな問題を抱えた多くの子育ち・子育ての状況があることも現実であり、その姿は大人社会の問題点を映し出す鏡でもあります。

「子育ち」と「子育て」は、子どもの成長・発達において「車の両輪」のようなものです。小金井市では平成21年3月に「小金井市子どもの権利に関する条例」を制定し、子どもは「子育て」の対象であるとともに、自ら伸びやかに育っていく「子育ち」の主体者でもあることを明らかにしています。
また同条例には、前文として子どもの思いが記されています。

すべての子どもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するため「こども基本法」がつけられました。同法は、子どもたちが社会に主体的に関わる機会を増やし、子どもの声が政策決定に反映される社会を目指しています。子どもたちの権利や最善の利益を重視する「こどもまんなか」の視点へ、価値観の社会変革を起こすものと期待されます。

そこで、以上の点を踏まえ、市は子育ち、子育て支援の総合的な施策を推進し、市民、団体及び事業者等と連携して次のとおり取り組みます。

【方向性】

- 私たちは、子どもが心からやすらげる安全な環境で、豊かな人間性を育み、成長していくことをのぞみ、またその実現を支えています。
- 私たちは、子どもが様々な人とのふれあいや豊かな環境に恵まれ、心と体の調和をとりながら、自立した一人の人間へと成長、発達していくことをのぞみ、またその実現を支えています。
- 私たちは、子どもが豊かな自然や文化にふれ、平等に保育・教育を受けて学び発達するなかで、自分の意見を表明し、地域社会に参加し、自己実現していくことをのぞみ、その実現を支えています。
- 私たちは、妊娠・出産・子育てに対する負担や不安、子育ての孤立感をやわらげることができるよう、地域の中での仲間づくりや助け合いを進め、豊かなつながりの中で保護者が子どもとともに成長し、子育ての喜びを感じられるよう、家庭を支えています。
- 私たちは、子どもの現在と将来が、生まれ育った環境によって左右されずに、一人ひとりが夢や希望をもって育つよう、生活や取り巻く環境に応じて支えています。
- 私たちは、未来に向かって育っていく子どもとともに豊かな地域社会を作り、私たちのまちの子育ち・子育て環境を切れ目なく整えています。
- 私たちは、子どもに関わるすべての諸組織との結びつきを深め、地域社会全体で、多様化する子育ち・子育てを見守り、支えています。

《 参考 》

小金井市子どもの権利に関する条例（平成 21 年 3 月 12 日条例第 11 号）

前文

子どもは、愛情をもって自分のことを考え、接してほしいと願っています。子どもは、成長の過程で間違い誤ることもあります。そんなときも、愛情をもって教え導かれ、見守りはぐくまれることで、自分自身のことを大切に思い、安心して成長することができます。

子どもは、自分の意思を伝え、受け止められることを願っています。どんなに小さい子どもでも、自分の意思を伝えようとするいろいろな方法で表現しています。それらを真剣に受け止めてくれる相手がいることで、他者の意思を受け止め、思いやるように成長することができます。

子どもは、より良い環境で育ち育てられることを願っています。安心して過ごすことができる相手や時間や空間が保障されることで、経験を成長にいかすことができます。自分の言いたいこと、考えていることを自由に表現できる環境が確保されることで、他者の考えに気付くように成長することができます。

このように、子どもは、愛情をもって育てられることで自分の意思を持ち、それを自由に表現できる環境があることで、他者と共に生活していることに気がきます。そして、他者と共に平和な暮らしを創り出すことが大切に思えるように成長することができます。「愛情」「意思」「環境」は密接に関連し合いながら、おとなへと成長していく子どもを支えているのです。また、「愛情」「意思」「環境」は、おとな、そして社会全体にとっても必要です。

「愛情」「意思」「環境」が尊重され、安心して生き生きと暮らしていくために、そして「愛情」「意思」「環境」を願い求める子どもの権利が保障される社会にしていくために、ここに条例を制定します。

2 基本的な視点と目標

子どもの育ちをめぐる環境を踏まえ、基本理念を実現するために、主体ごとの3つの基本的な視点と6つの基本目標をたて、子育ての主体である子どもへの支援、子育ての主体である家庭・保護者への支援、これらを支える地域を主体とした環境づくりや支援を引き続き推進していきます。

基本的視点1 子どもが心豊かに成長できる

あらゆる場面で子どもの権利と最善の利益を考慮し、子どもの安心・安全を守るため早期発見と早期対応による相談・救済体制を充実させるとともに、子どもの権利がいかされる社会環境づくりを進めます。さらに、子どもや若者の意思が尊重される体験や子どもの居場所・交流の場の充実を図るなど、豊かな体験と仲間づくりを支援することで、すべての子どもが心豊かに成長できるよう目指します。

基本目標1 子どもの最善の利益が守られている

基本目標2 子ども・若者が豊かな体験と仲間づくりできる

基本的視点2 子育て家庭が子育ての喜びを感じられる

家庭がやすらぎと笑顔に満ち、子育ての楽しさ、喜びを実感できるよう、社会全体で子育て家庭を支え、様々なニーズに応じた支援をします。さらに、ひとり親家庭、特別な配慮が必要な子ども（障がい児等）とその家庭、外国籍の子どもとその家庭などにも、きめ細やかな支援を推進することで、すべての子育て家庭が子育ての喜びを感じられるよう目指します。

基本目標3 子育て家庭が必要な支援につながっている

基本目標4 子育て、子育て家庭の困難が軽減されている

基本的視点3 地域で子育て・子育てを支え、まちが笑顔であふれる

子どもは人や自然との関わりの中で育ち、子どもを育む地域は家庭を包む大きな社会です。次世代の小金井市民を育てていく地域環境を整備することで、地域の様々な人々の関わりにより、子育て家庭が安心して、楽しく、豊かな子育て・子育てができることで、笑顔があふれるまちを目指します。

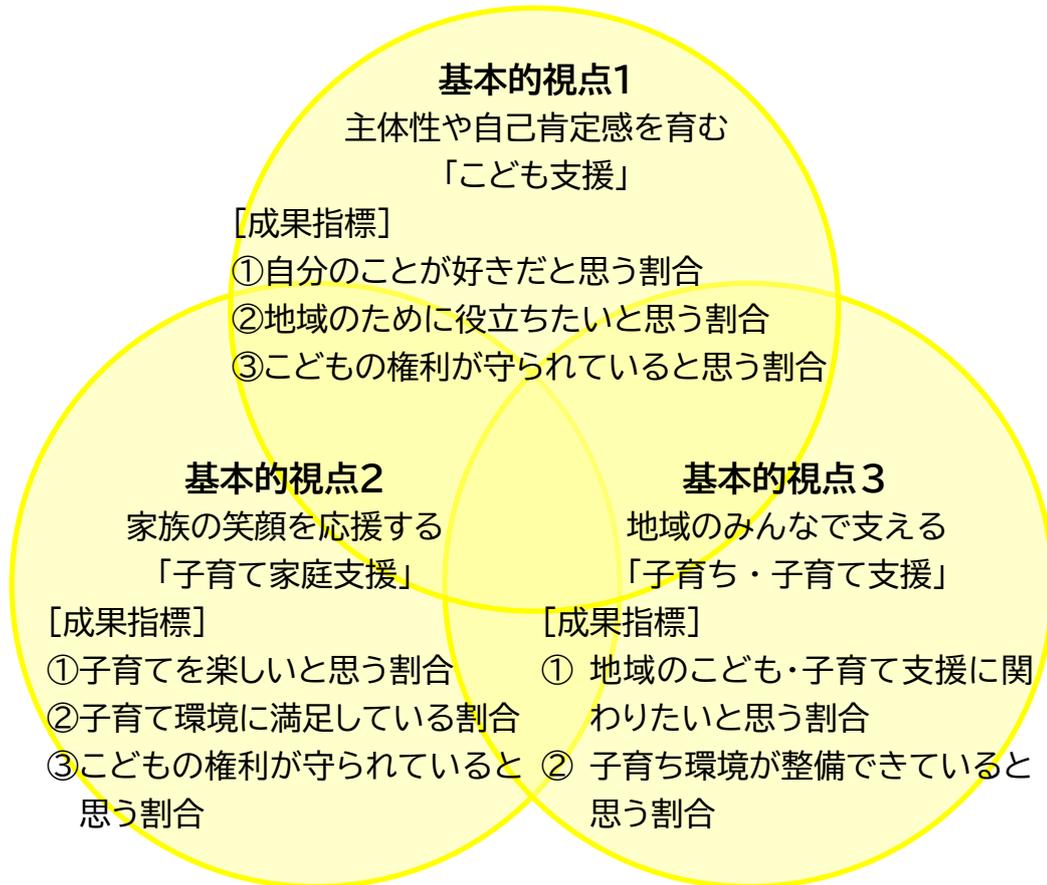
基本目標5 地域社会が子育てを見守り支えている

基本目標6 地域社会が子育てを見守り支えている

■計画の基本的視点と成果指標

基本理念、基本的視点及び重点施策の達成状況や施策の効果を測るために、評価指標を設定します。基本的視点の評価指標については、以下のとおり定めます。次期『のびゆくこどもプラン 小金井』の策定時においては、今期目標の達成状況や施策の効果についての評価・分析を行い、PDCA サイクルを継続します。

(仮)



3 施策の体系

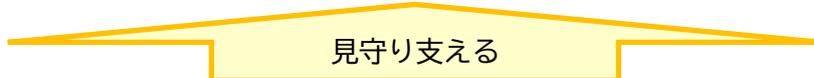
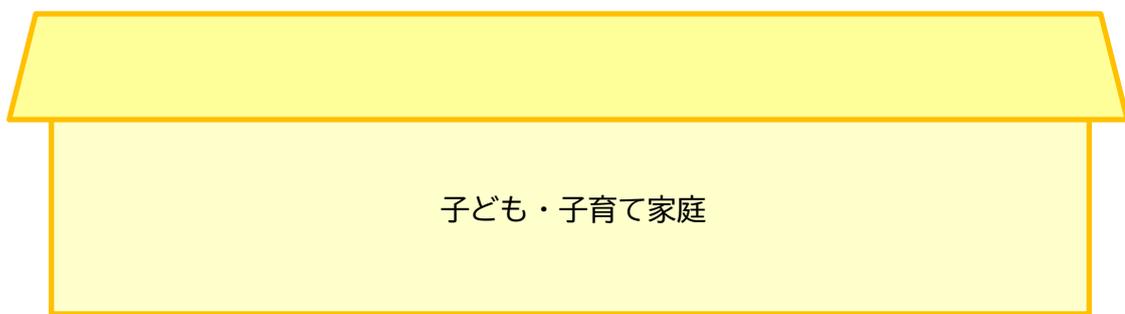
小金井市の子育ち・子育て支援の総合的な施策を推進していくことにより
子どもの権利が保障され、子どもの幸福を実現する

基本的視点	基本目標	重点施策
1 子どもが心豊かに成長できる	1 子ども之最善の利益が守られている	1-1. 子どもの権利を守るための相談及び救済窓口を充実します
		1-2. 普及啓発を推進し、子どもの権利がいかされる社会環境づくりを進めます
		1-3. 児童虐待防止等の対策とヤングケアラー支援を行います
		1-4. いじめや自殺を防止し、薬物の乱用や犯罪等から子どもを守るネットワークづくりを進めます
	2 子ども・若者が豊かな体験と仲間づくりできる	2-1. 子ども・若者の意思を尊重し、社会参加できる機会を提供します
		2-2. 子ども・若者の多様な遊びや体験、活躍できる機会を応援します
		2-3. 子ども・若者の居場所と交流の場を充実します
		2-4. 子ども・若者の社会的自立に向けて応援します
2 子育て家庭が子育ての喜びを感じられる	3 子育て家庭が必要な支援につながっている	3-1. 母子保健（関連）事業を充実します
		3-2. 子育てに関する相談・支援・情報提供を充実します
		3-3. 多様化する保育等ニーズに対応し、子育て環境を充実します
		3-4. 子育て家庭の経済的負担を軽減し、就労を支援します
	4 子育て、子育て家庭の困難が軽減されている	4-1. ひとり親家庭を支援します
		4-2. 特別な配慮が必要な子ども（障がい児等）と家庭を支援します。
		4-3. 外国籍の子どもと家庭を支援します
		4-4. 家庭での子育て、子育てが困難な場合にきめ細やかな支援をします
3 地域で子育て、子育てを支え、まちが笑顔であふれる	5 地域社会が子育てを見守り支えている	5-1. 子どもが安心して学べる環境を作ります
		5-2. 子どもが地域の一員となるための学習と交流の場をつくりま
		5-3. 子育て、子育てしやすい生活環境等を整備します
		5-4. 地域の緑と環境を守ります
	6 地域社会が子育てを見守り支えている	6-1. 地域の子育てネットワークを整備します
		6-2. 誰もが子育てと社会参加できる環境をつくり、ワークライフバランスの実現を目指します
		6-3. 地域の公共施設の活用を進めます

■社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）のイメージ

妊娠・出産期からの切れ目ない支援体制を構築し、地域・企業・大学等と連携して、子ども・若者を支援するネットワークづくりを進めていくとともに、自らの道を歩む子ども・若者を応援することで、未来を担う次世代の育成に取り組みます。

	妊娠・出産	0～2歳	3～5歳	6～11歳	12～17歳	18歳～
居場所・参加支援	様々な遊びや体験、意見表明、若者未来応援、就労支援					
	子育てひろば・親子あそびひろば			学童保育所、児童館、フリースクール		
教育・保育	保育所等		幼稚園	小学校	中学校・高校	専門学校・大学等
			学童保育所			
子育て支援	ファミリー・サポート・センター					
	児童発達支援センター					
健康・保健	こども家庭センター					



「人と人、人と資源をつなげる」



地域の子育て子育て支援ネットワーク



4 「のびゆくこどもプラン 小金井」の課題と方向性

(1) 子どもの権利の尊重 <基本目標1 関連>

小金井市では子どもの権利の保障を図り、すべての子どもが生き生きと健やかに安心して暮らせるまちをつくることを目指すため、平成21年3月に「小金井市子どもの権利に関する条例」を制定、また、令和4年4月1日には、子どもの権利の侵害に関する相談及び救済や子どもの権利に関する普及啓発を行う「子どもオンブズパーソン」を設置し、子どもの権利が広く保障されるよう、様々な取り組みを行ってきたところです。

「子どもオンブズパーソン」の設置と権利学習をはじめとする普及啓発活動により「小金井市子どもの権利に関する条例」及び「子どもオンブズパーソン」の認知度は、徐々に高まっているものの、まだ1～2割程度に留まっており、子どもの権利を実現する文化及び社会をつくっていくためには、子どもも大人も、条例や子どもの権利についての認知を高め、理解を深める必要があります。

虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことが保障されなければなりません。

令和5年4月に施行された「こども基本法」において、国及び地方公共団体は、子ども施策の策定・実施・評価に当たって子どもの意見を反映させるために必要な措置を講じることが求められていることから、子どもの意見を市政に反映させるための仕組みづくりを進めていく必要があります。

【方向性】

市民一人ひとりが子どもの権利について理解し、子どもの置かれている環境等にかかわらず、その権利が尊重され、将来にわたって生き生きと健やかに安心して暮らせるまちの実現を目指します。

1. 子どもの権利や「子どもオンブズパーソン」の普及啓発を推進します。
 - 子どもの権利に関する学習を推進し、子ども自身が権利の主体であることへの理解を深めます。
 - 保護者をはじめとする大人への理解を深める取り組みを行っていくことで、子どもの権利を実現する文化及び社会をつくることを目指します。
2. 子どもの権利侵害を許さないという意識醸成と権利を保障し、子どもの意見表明権を確保するための仕組みづくりを進めます。
 - いじめ、体罰・不適切な指導、児童虐待、性暴力等、子どもの権利侵害を許さないという意識を社会に浸透させます。
 - 困難を抱えながらもSOSを発信できていない子ども・若者にアウトリーチを含めた支援を行い、権利を保障します。
 - 子どもが安心して意見が言える環境や子どもの意見を反映させるための仕組みを整え、自分の意志が尊重され、存在が認められる経験をすることで、自己肯定感や社会の一員としての主体性を高めることにつなげます。
 - 子どもの意見表明をサポートする人材の活用を進め、子どもが自分の意見や考えを安心・安全に表すことができる環境づくりに努めます。

3. 児童虐待防止等の対策とヤングケアラー支援を行います。

国は、すべての子どもが、地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目のない支援を受けられる体制の構築を目指すとし、虐待に至った親にも様々な困難が背景にある場合が多いという現実もあり、子から親になった養育者自身が置かれている困難に対する支援を社会全体で提供することにより、どのような困難があっても子どもへの虐待につながらないようにしていく必要があるとしています。

また、新たな課題として、家族の世話を担う子ども・若者の中に、遊びや勉強などの成長・発達に必要な時間が取れなかったり、自立に向けた準備等の時間が取れず、重い負担を抱えるケースがあり、「ヤングケアラー」としてその支援が急務とされています。このような子ども・若者への支援を強化するため、子ども・若者育成支援推進法が令和6年改正・施行され、「ヤングケアラー」が明記されたほか、国や地方公共団体、関係機関による支援が求められています。

このような状況を踏まえ、次の取組を推進していきます。

- こども家庭センターを中心に、行政の各部門、児童相談所、地域の関係機関等により設置している「小金井市要保護児童対策地域協議会」の調整機能と地域の連携によるつながりを強化し、児童虐待の予防及び早期発見と、養育困難家庭の支援を進めていきます。
- 学校等を通じたアンケート調査などによりヤングケアラーの把握を図るとともに、「小金井市要保護児童対策地域協議会」のネットワークを活用し、18歳未満のヤングケアラーの支援に努めます。また、18歳以上の若者への移行期や、保護者等の抱える多様な問題の狭間に支援の切れ目が生じないように、重層的支援体制支援会議による支援体制を整備します。

4. いじめ・自殺の防止、薬物の乱用や犯罪等から子どもを守ります

人権を侵害し、心身だけではなく将来をも壊す可能性があるいじめの防止や、大切な命を守るため、心の健康の保持に係る教育の推進とともに子どものSOSに早期に気づくことが必要です。

薬物の乱用や犯罪等から子どもたちを守るため、関係機関・団体と地域等が相互に協力・連携することが必要です。このような状況を踏まえ、次の取組を推進していきます。

- 「小金井市いじめ防止基本方針」に基づき、小金井市いじめ問題対策連絡協議会等において、学校、保護者、地域、関係機関の協力体制のもと、いじめ防止対策の検討を行い、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を基本とし解決に向けての取組を推進します。
- 「第2次小金井市自殺対策計画ここに寄り添いいのちを支え合うまち 小金井」に基づき、児童生徒が社会において今後様々な困難や問題に直面した際に、その対処方法を身につけることができるように、SOSの出し方に関する教育を推進するとともに、子どものに関わる機関がSOSに早期に気付き、ネットワークによる早期支援の強化を図ります。
- 薬物などの犯罪や誘惑のない、子ども・若者が健やかに育つことができる環境づくりを推進するため、関係機関・団体と地域住民等とが相互に協力・連携し、犯罪や非行、薬物の乱用のない安全で安心な地域社会づくりを推進します。

(2) 地域における子ども・若者の居場所づくりの推進 <基本目標2関連>

子どもの居場所のあり方については、「のびゆくこどもプラン 小金井」(第2期小金井市子ども・子育て支援事業計画)の策定経過において、小金井市子ども・子育て会議からの集中的に議論を行う機会を設けるべきとの意見に基づき、子どもの居場所部会(小金井市子ども・子育て会議の委員で構成)が設置され、令和2年10月21日から令和3年7月16日までの間、計7回にわたり議論されました。

同年3年8月9日付けで小金井市子ども・子育て会議会長から小金井市長宛てに行われた子どもの居場所部会審議内容についての報告を受け、小金井市はその審議内容を踏まえ、令和3年9月15日付けで「小金井市子どもの居場所づくりの推進に関する指針」を定め、子どもの居場所に関わる事業を展開してきました。

今後は「こども基本法」(令和5年4月施行)に基づき、子どもだけでなく、若者も加えた子どもの居場所を検討していく必要があります。

【方向性】

「小金井市子どもの居場所づくりの推進に関する指針」に基づき、これまでの子どもの居場所づくりを継承するとともに、新たに若者の視点を加え、以下の取組を進めます。

1. 子ども・若者の活動場所の拡大に取り組みます。

- 「新・放課後子ども総合プラン」による放課後の居場所づくりの充実
- 子ども食堂などの子どもの居場所づくり事業団体への補助など、多様な居場所づくりの推進
- 地域での子どもの居場所及び若者によるその居場所での関わりの拡大、NPO・民間の子ども活動支援プログラム等、地域の多様な社会資源の積極的な活用を検討

2. 子どもの居場所の推進体制を整備します。

- 子ども・若者の居場所に関するネットワークづくり
- 子どもの居場所事業における事業実施者としての若者の参加
- 中間支援体制の充実(※)

(※) 中間支援体制とは、令和3年3年8月9日付けで小金井市子ども・子育て会議会長から小金井市長宛てに行われた子どもの居場所部会審議内容についての報告の中で使われていた言葉であり、地域の行政や金融機関、NPO、企業等の地域の多様な主体がお互いのメリットを生かすとともに、互いの不足要素を補い合いながら協力・連携し、安定して継続的に「地域づくり活動」を支援するような体制を言います。

(3) 子育て支援サービスの充実 <基本目標3 関連>

母親の就業率の上昇、パートタイム就労からフルタイム就労への移行が急速に起こっている一方、住民組織・町会・PTA・子ども会・老人会などの地域活動が低下しており、人々のつながりが希薄化しています。就学前児童及び小学生児童の保護者アンケート調査によると、子育ての不安や悩みを相談できる「友人や知人」及び「祖父母等の親族」がいる人の割合が5年前に比べて減少し、「いない・ない」人の割合が増加しています。子育てしやすい環境を整え、家庭が出産、育児に抱えている不安を解消する必要があります。

保健医療の分野においても、子どもの心身の健やかな成育のみならず、妊産婦や保護者の健康保持、育児不安の軽減などメンタルヘルスへの支援も含め、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が求められています。すべての子育て家庭に対して、子育てに関する情報提供・相談・支援等の充実とともに、親子の健康面のサポートや出産・育児に不安を抱えている家庭等への適切な支援を一層充実させていく必要があります。

また、核家族化や地域のつながりの希薄化により、地域社会から孤立した「孤育て」の進行が心配される社会環境を受け、子育て期を地域で支える家庭支援サービスの一層の充実も必要とされています。

多様化する保育等ニーズの対応においては、子どもの健やかな成長を第一に考えるとともに、利用者の意向を十分に踏まえ、地域の施設に通える体制の整備を進めて参ります。

【方向性】

上記の状況を踏まえ、以下の取組を推進していきます。

1. 妊娠期から子育て期の切れ目のない支援

市は、妊娠期、出産・子育て期を通して、地域の関係機関が連携して切れ目のない支援を実施できるよう、必要な情報を共有し、関係機関をコーディネートしていく必要があります。

令和4年6月の児童福祉法の改正によりこども家庭センターの設置が市町村の努力義務となったことを受け、小金井市では、妊娠期から子育て期にわたる支援を行う子育て世代包括支援センター（母子保健事業）と、児童虐待防止等の機能を担う市区町村こども家庭総合支援拠点（児童福祉事業）を統合し、令和6年4月、新たに子ども家庭部こども家庭センターを設置しました。

こども家庭センターでは、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行い、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない支援を進めていきます。

2. 子育て相談・家庭支援サービス等の充実

令和5年4月に施行された「こども基本法」の基本理念に基づき、地方自治体には、地域で子育てを支える、家庭支援サービスの一層の充実が期待されています。小金井市においても、核家族世帯、共働き世帯等が増加し、緊急時に子どもの預け先がない保護者の割合も増加しています。地域で誰もが安心して子育てができる環境づくりを進めるため、小金井市でこれまで取り組んで来た家庭支援サービスの一層の充実と、社会状況の変化を踏まえた新たな取り組みを進めていきます。

3. 多様化する保育等ニーズへの対応

小金井市ではこれまで、安心して子どもを預けて働くことができるよう、認可保育所の新設や定員拡充等に取り組み、保育ニーズについては、令和5年度及び令和6年度において待機児童数はゼロを達成

したため、量の拡充については、今後の保育ニーズの動向を見ながら検討します。市は、子どもの最善の利益を保障するため、地域全体の保育の質の維持・向上を図ります。

市内の学童保育所は、保育所利用者の成長に伴うニーズの移行に加え、保護者の就業状況の変化に伴う新たなニーズの高まりから、大規模化している状況です。今後、母親の就業状況の変化に伴い、学童保育のニーズはさらに増加することが予想されることから、人口の変化と利用率の高まりを勘案しながら、不足なく学童保育のサービスを整備していく必要があります。

①多様化する保育ニーズに対して、多様なサービスを展開します。

- 保育ニーズに応じた多様なサービスの提供
- 既存施設（保育施設等）に対する認定こども園への移行支援などの取組
- 保育ニーズに合わせた延長保育、一時預かり、病児・病後児保育等の実施と充実
- 保育現場の保育者一人ひとりの自らの資質や専門性の向上

②多様化する教育（幼稚園）ニーズに対して、多様なサービスを展開します。

- 教育（幼稚園）ニーズに応じた多様なサービスの提供
- 教育・保育が一体的に提供できる認定こども園制度の活用
- 既存施設（幼稚園等）に対する認定こども園や新制度幼稚園への移行支援などの取組

③学童保育のニーズの高まりに注視しつつ、受入体制の拡充に取り組みます。

- 引き続き民間活力を活用した、民設民営学童保育所の設置を推進します。
- 学校施設等の公共施設の併用利用も含め、検討を行い、放課後の子どもの居場所について充実を図ります。
- 入退所システムの導入により、児童の速やかな安全確認を日々行い、円滑な運営に努めます。

4. 生活困窮家庭への支援

国の報告によると、令和3年の直近の子どもの相対的貧困率は11.5%であり、17歳以下の子どものうち8.7人に1人が相対的貧困の状態にあります。国では、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、平成26年1月に「子どもの貧困対策推進法」を施行するとともに、同年8月には子どもの貧困対策に関する大綱を策定し、子どもの貧困対策に取り組んでいます。また、令和元年には、「子どもの貧困対策推進法」が改正され、子ども貧困対策の一層の推進を図るため、子どもの貧困対策計画を策定することが市町村の努力義務とされました。更に、令和5年12月に発表されたこども大綱では、少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱とともに子どもの貧困対策に関する大綱を取り込み、基本的な方針や重要事項等が一元的に定められるようになりました。

小金井市ではこれまでに、子どもの教育や生活支援、保護者の就労支援、家庭の経済的支援等子どもの貧困対策に係る取組を行い、「のびゆくこどもプラン 小金井（第2期小金井市子ども・子育て支援事業計画）」では子どもの貧困対策計画を含むものとしておりましたが、本計画でも継続して子どもの貧困対策計画を含むものとし、子どもの貧困対策に取り組んで参ります。

(4) 支援が必要な子ども・家庭への援助促進と連携強化 <基本目標4 関連>

少子高齢化、核家族化、情報化等を背景とした価値観の多様化が進む一方、貧困や格差の広がりから、社会の仕組みから取り残されていく人たちの問題が深刻化しています。一方、平成 28 年の児童福祉法等の一部改正では、児童の権利に関する条約に基づき、子どもが権利の主体であること、子どもの最善の利益が優先されることなどが理念として明確化されました。また、全国的に要支援・要保護児童や特定妊婦が増える中、親子関係の構築に向けた支援の充実が求められるとして、令和 4 年の同法等の一部改正により、地域子ども・子育て支援事業に子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業の 3 事業が創設されました。

このような状況を踏まえ、ライフステージを通じた医療・保健・福祉・保育・教育関係者の緊密な連携の確保とネットワークを充実させ、貧困・障がい・養育困難などに対しては地域や関係機関とも連携しつつ、課題に応じた支援策を強化していく必要があります。

【方向性】

上記の状況を踏まえ、以下の取組を推進していきます。

1. ひとり親家庭の支援

ひとり親家庭に至る過程は様々であり、ひとり親家庭になる前と後の心配事も変わる傾向があることがニーズ調査から見て取れます。個々の家庭が抱える課題に寄り添いながら、関係機関との連携により相談体制を充実させ、ひとり親家庭の自立の促進に努めます。児童扶養手当などの経済的支援を行うとともに、自立を支援するための基盤づくりとして、就業や資格取得の支援を強化し、ひとり親が安心して生活を営むことができる環境を整えます。

2. 特別に支援が必要な子どもに対する支援

近年、発達障がいには早期の発見や療育支援が大切との考えが広がっています。成長発達過程にある子どもに対しては、成長による変化が大きいことから、発達障がいに対する保護者の理解への支援とともに、相談支援機関等における適切な支援が必要です。

本市では、平成 25 年 10 月に小金井市児童発達支援センター「きらり」を開設、18 歳未満のお子さまとご家族を対象に、地域で安心して暮らせるよう、児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業など、さまざまな支援を行っています。

令和 5 年 7 月には、医療的ケアを必要とする子どもたちとその家族が、心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉、教育、子育て等の各関連分野の支援を受けることにより、地域において安心して生活できる体制を整備することを目的として医療的ケア児コーディネーターを配置し、医療的ケア児に対して必要な支援を行っています。

今後も、特別な配慮が必要な子ども（障がい児等）の保育や教育ニーズに応えるため、保育や教育現場に携わる人が、障がいについての正しい知識や理解を持ち、学習面や生活面において関係機関と継続して連携できるよう、支援策を強化していきます。

3. 子育て・子育てに困難を抱える家庭への支援

今後も、第 3 期子ども・子育て支援事業計画において、新規 3 事業を含む子育て・子育てに困難を抱える家庭への支援整備に取り組んで参ります。

(5) 地域の子育ち支援ネットワークの整備 <基本目標5 関連>

小金井市など首都圏への人口集中を背景として都市化の進展が見られ、暮らしの変化は、地域のつながりの希薄化、共働き家族の増加、兄弟姉妹の数の減少等子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が大きく変化してきました。また、個人の意識の多様化等から子育て世代にも複合化したニーズが生まれてきており、また、子どもの社会的孤立・孤独や貧困等、様々な社会的問題が発生しています。

子どもは家庭の中だけでなく、多様な地域との関わりの中で育つ存在であることから、子どもたちが地域との多様な関係性を持ち、自分らしく過ごせる多面的な環境を整備することが重要です。性別や障害の有無、家庭の経済環境、文化的背景などに影響されることなく、すべての子どもたちがその能力をいかんなく発揮し、自分らしく生きることができる社会を地域ぐるみで創ることが求められます。

【方向性】

子ども・若者や子育て当事者をめぐる課題が深刻化・複合化しており、単一分野の専門性のみでは解決できないとの認識の下、家庭、学校・園、児童福祉施設、企業、地域などの社会のあらゆる分野の全ての人々が学校・園等の場をプラットフォームとして相互に協力しつつ、関係機関や団体が密接にネットワークを形成し協働しながら、一体となって、子ども・若者や子育て当事者を支えます。

子どもたちの健やかな成長と明るい未来を支えるためには、市民の共感と参画、及び教育や福祉・保健などの縦割りの政策ではなく分野を横断した地域包括の取組が必要です。子どもたちの将来にわたる幸せを理念とする「こどもまんなか」社会の実現性を高めます。

(6) 地域の子育て支援ネットワークの整備 <基本目標6 関連>

家庭内において負担が特定の誰かに偏ることなく、男女ともに協力しながら育児に参加することは、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備していくといった観点から重要なことです。これらを実現するためには、子育て家庭が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の下、子育てしていきえるよう、男性の育児・子育て参加を促進しつつ、多様な働き方に対応した保育サービスの充実等、総合的な子育て支援を展開し、更に地域の人々が育児や子育ての役割、育児休業等に対する理解を深めるよう周知・啓発し、多様な家庭環境を支える社会的基盤形成をより進め、広げていく必要があります。

【方向性】

共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を継続する意向の人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・共育てを推進し、家庭内において育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進します。

固定的な性別役割分担の意識等を前提とした働き方や暮らし方を見直し、仕事などで自己実現を図りつつ相互に協力しながら子育てをすることで、子育て当事者がともに、子どもと過ごす時間をつくることができます。自らのキャリアを犠牲にすることなく、むしろ子育て経験を仕事等に活かすなど自己実現を図りつつ、それを職場が応援し、地域社会全体で支援するよう取り組みます。また、子育て当事者が、共働き・共育てを実現するために必要な情報や支援が得られるようにします。

企業や地域社会、子育てを終えられた方々や子育てされていない方々も含めて、皆が参加して、子ども・若者や子育てをめぐる問題はまちの未来に関わるという意識を持ち、子どもや家族が大事にされるよう、社会全体の構造や意識を変えていきます。

こどもまんなか

